

令和7年第3回定例委員会会議録

1. 開催日時 令和7年9月1日（月） 午前 9時00分から
午前 9時11分まで
2. 出席委員 関文夫、矢野きく子、大橋康男
3. 出席職員 古沢一憲、坂巻隆征、齋藤覚、原島克英
4. 会議次第

○ 関委員長

ただいまから令和7年第3回定例委員会を開会する。

本日の議案は8件と報告事項となっている。議案第36号「選挙人名簿登録者数（定時登録）について」から議案第38号「直接請求に必要な有権者数について」の3議案は、関連するため一括議題とする。

事務局より説明を求める。

○ 事務局

議案第36号 選挙人名簿登録者数（定時登録）について

（説明） 国立市の令和7年9月1日定時登録基準日における選挙人名簿登録者数は、男性30, 987名、女性33, 625名、合計64, 612名となっています。

前回、令和7年6月1日の定時登録における選挙人名簿登録者数は、男性30, 821名、女性33, 539名 合計で64, 360名でしたので、男性166名の増、女性86名の増、合計252名の増となっています。

6月1日以降の登録者数は選挙時登録と合わせて1, 670名で、そのうち、新有権者（平成19年6月3日から平成19年9月2日生）の登録者数は男性84名、女性68名、合計152名となっています。

有権者規模別投票区数は別紙3、投票区別選挙人名簿登録者数は別紙4のとおりです。

議案第37号 選挙人名簿の抹消について

（説明） 公職選挙法第28条の規定による抹消者は別紙のとおり1, 418名となっています。

議案第38号 直接請求に必要な有権者数について

（説明） 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項によるによる選挙権を有する者の総数の50分の1の数は1, 293名、市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は10, 769名、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は21, 538名となっています。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

議案第36号、37号、38号を原案のとおり可決する。

次に、議案第39号「在外選挙人名簿の登録について」から議案第41号「在外選挙人名簿について」の3議案は、関連するので一括議題とする。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

議案第39号 在外選挙人名簿の登録について

(説明) 前回(令和7年6月1日)以降に当市宛に男性1名、女性6名、合計7名の在外選挙人名簿の登録申請及び出国時申請があり、登録申請については、本籍地照会し、出国時申請については、海外居住確認を行い外務省の意見書をいただき登録資格を有しておりますので、本日付で在外選挙人名簿に登録するとともに本籍地及び在外公館へその旨通知します。

議案第40号 在外選挙人名簿の抹消について

(説明) 令和7年6月1日の定例委員会以降に当市宛に国内に住所を有して4カ月経過した抹消対象者は、男性1名、女性1名の計2名あり、本日付で在外選挙人名簿から抹消し、抹消した旨を在外公館及び本籍地あてに通知します。

議案第41号 在外選挙人名簿について

(説明) 前回(令和7年6月登録日現在)の登録者数は132名で、男性53名、女性79名です。

前回定時登録日からの登録者は、男性1名、女性6名、合計7名であり、前回定時登録日からの抹消者は男性1名、女性1名、計2名ですので、令和7年9月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は137名で、内訳は、男性53名、女性84名で、最終住所地による名簿登録者数は103名、本籍地による名簿登録者数は34名となります。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

議案第39号、40号、41号を原案のとおり可決する。

次に、議案第42号「国立市裁判員候補者予定者名簿について」と議案第43号「国立市検察審査員候補者予定者名簿について」は関連いたしますので、一括議題

とする。

事務局から説明を求める。

○ 事務局

議案第42号 「国立市裁判員候補者予定者名簿」について

(説明) 本議案は「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(平成16年法律第63号)第21条の裁判員候補者予定者名簿の調製の規定に基づくもので、別紙のとおり、東京地方裁判所立川支部から裁判員候補者の割当人員について、通知がありました。今回の割当人員は66名です。

裁判員候補者予定者名簿の調製に当たっては、国立市電子計算組織の運営に関する規則(昭和61年規則第27号)第1条及び第4条の規定に基づき、本日の定時登録時の選挙人名簿に登録された者の中から選挙人名簿管理システムの裁判員候補者予定者抽選プログラムを使って割り当てられた人員を選び出しました。ご確認いただき、予定者66名の名簿を東京地方裁判所に送付いたします。

○ 事務局

議案第43号 「国立市検察審査員候補者予定者名簿」について

(説明) 本議案は、「検察審査会法」(昭和23年法律第147号)第10条の検察審査員候補者の選定の規定に基づくもので、別紙のとおり、立川検察審査会から候補者の割当てについて、別紙写しのとおり通知がありました。今回の割当人員は、第1群から第4群まで各2名の計8名です。

検察審査員候補者予定者の選出に当たっては、裁判員候補者予定者名簿と同様に国立市電子計算組織の運営に関する規則(昭和61年規則第27号)第1条及び第4条の規定に基づき、本日の定時登録時の選挙人名簿に登録された者の中から選挙人名簿管理システムの検察審査員候補者予定者抽選プログラムを使って割り当てられた人員を選び出しました。ご確認いただき、予定者8名の名簿を検察審査会に送付いたします。

○ 関委員長

それでは、検察審査員候補者予定者名簿と裁判員候補者予定者名簿の確認をしていただきたいと思います。

○ 各委員

(名簿の確認)

○ 関委員長

説明及び名簿の確認が終わりました。何か質疑等ありますか。

○ 矢野委員

名簿抽出のプログラムは、各自治体でも同様に使用しているのか。

○ 事務局

同様に使用されていると思います。

国立市では名簿管理システムにて処理し、ランダムに予定者を抽出しています。

○ **関委員長**

他に何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

議案第42号、43号を原案のとおり可決する。事務局から報告事項はありますか。

事務局

(報告) 今後の予定ですが、日程表のとおり衆議院の解散等がなければ、次回は1月2日(火)の第4回定例委員会となります。その他、日程の追加や変更がありましたら随時連絡いたします。報告事項は以上です。

○ **関委員長**

何か質疑等はありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

以上で令和7年第3回定例委員会を閉会する。

国立市選挙管理委員会規程第7条第2項により署名します。

令和 7 年 1 月 1 日

委 員 長 関 文 夫

職務代理者 小 田 克 彦

委 員 大 橋 康 男

委 員 矢 野 き く 子